4　外国人観光旅客の来訪を促進するための措置

(一)　協議会

地方運輸局、関係都道府県及び観光関係団体は、一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、外客来訪促進計画の策定等を行うための協議会を組織することができることとした。（第四条関係）

(二)　外客来訪促進計画

外客来訪促進計画の策定主体を協議会に変更するとともに、外客来訪促進計画の記載事項を改めることとした。（第五条関係）

(三)　公共交通事業者等が講ずべき措置

公共交通事業者等は、観光庁長官が定める基準に従い、その事業の用に供する旅客施設及び車両等について、外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置その他の外国人観光旅客の公共交通機関の利用に係る利便を増進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第七条関係）

5　国際観光振興施策に必要な経費の財源

政府は、国際観光旅客税の収入見込額に相当する金額を、国際観光振興施策に必要な経費に充てるものとし、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によることとした。（第一二条関係）

6　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、4の(三)の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国際観光旅客税法（法律第一六号）（財務省）

1　納税義務者

国際観光旅客等（国際船舶等（本邦と外国との間において行う観光旅客その他の者の運送に使用する船舶又は航空機（公用船及び公用機を除く。）をいう。以下同じ。）により本邦から出国する観光旅客その他の者であって次に掲げるものをいう。以下同じ。）は、国際観光旅客税を納める義務があることとした。（第四条関係）

(一)　出入国管理及び難民認定法の規定による出国の確認を受ける者

(二)　国際旅客運送事業（他人の需要に応じ、有償で、国際船舶等を使用して旅客を運送する事業をいう。以下同じ。）に使用される航空機により本邦を経由して外国に赴く旅客

(三)　条約の規定に従うことを条件に本邦に入国する者

2　課税の対象

国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国を課税の対象とすることとした。ただし、出国後、国際船舶等が天候その他やむを得ない理由により外国に寄港することなく本邦に帰った場合における当該出国については、課税の対象としないこととした。（第五条関係）

3　非課税

次に掲げる国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国には、国際観光旅客税を課さないこととした。（第六条関係）

(一)　国際旅客運送事業に使用される航空機により本邦を経由して外国に赴く旅客のうち本邦に入国後二四時間以内に本邦から出国するもの

(二)　天候その他やむを得ない理由により本邦に寄港した国際船舶等に乗船等していた者

(三)　年齢が二歳未満の者

4　納税地

(一)　国内事業者の納税地

(1)　国内事業者（国際旅客運送事業を営む者であって国内に住所等を有するものをいう。以下同じ。）の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、原則として本店又は主たる事務所の所在地とすることとした。（第九条関係）

(2)　国内事業者の納税地がその国際旅客運送事業の状況からみて特別徴収に係る納税地として不適当と認められる場合には、国税局長等は、納税地を指定することができることとした。（第一〇条関係）

(二)　国外事業者の納税地

(1)　国外事業者（国際旅客運送事業を営む者のうち国内事業者以外のものをいう。以下同じ。）の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等が本邦から出国する出入国港の所在地とし、税関長の承認を受けた場合には、その承認を受けた場所とすることとした。（第一三条第一項関係）

(2)　国外事業者の納税地がその国際旅客運送事業の状況からみて特別徴収に係る納税地として不適当と認められる場合には、税関長は、納税地を指定することができることとした。（第一三条第二項関係）

(三)　国際観光旅客等の納税地

国際観光旅客等が自ら納付すべき国際観光旅客税の納税地は、原則としてその出国する出入国港の所在地とすることとした。（第一四条関係）

5　税率

税率は、本邦からの出国一回につき、一、〇〇〇円とすることとした。（第一五条関係）

6　納付等

(一)　事業者による特別徴収等

国内事業者及び国外事業者は、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等が本邦からの出国のため国際船舶等に乗船等する時までに、国際観光旅客税を徴収し、出国の日の属する月の翌々月末日までに、これを国に納付するとともに、税額その他の事項を記載した計算書を、納税地を所轄する税務署長又は税関長に提出しなければならないこととした。これらの事業者が徴収して納付すべき国際観光旅客税を納付しなかったときは、税務署長又は税関長はその国際観光旅客税をこれらの事業者から徴収することとした。（第一六条及び第一七条関係）

(二)　国際観光旅客等による納付

(一)以外の場合、国際観光旅客等は、本邦からの出国のため国際船舶等に乗船等する時までに、国際観光旅客税を国に納付しなければならないこととした。国際観光旅客等が納付すべき国際観光旅客税を納付しなかったときは、税関長はその国際観光旅客税を国際観光旅客等から徴収することとした。（第一八条関係）

7　その他

(一)　国際旅客運送事業を開始しようとする者は、その旨を税務署長又は税関長に届け出なければならず、その事業を廃止等した場合も同様とすることとした。（第一九条及び第二〇条関係）

(二)　国内事業者及び国外事業者は、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等の本邦からの出国に関する事実を帳簿に記載しなければならず、相続等があった場合には、相続人等はその義務を承継することとした。（第二一条関係）

(三)　罰則について必要な規定を定めることとした。（第二四条～第二六条関係）

8　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成三一年一月七日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第一五九号）（国土交通省）

1　観光庁観光戦略課の所掌事務を変更することとした。（第二二四条の五関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令（政令第一六〇号）（総務省）

1　独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号）第一条第一項に規定する個別法の規定に基づき積立金の処分に係る承認の手続を定める独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成一二年政令第三一六号）別表第一の第二欄の一部の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国際観光旅客税法施行令（政令第一六一号）（財務省）

1　国際船舶等の範囲から除かれる船舶又は航空機の範囲を定めることとした。（第二条関係）

2　国際観光旅客税の納税義務者となる国際観光旅客等の範囲を定めることとした。（第三条関係）

3　本邦からの出国につき国際観光旅客税が課されない者等の範囲を定めることとした。（第四条関係）

4　国内事業者の納税地の指定について、国税庁長官がその指定を行う場合を定めることとした。（第五条関係）

5　国外事業者の納税地の特例の承認について、承認申請書の記載事項等を定めることとした。（第六条関係）

6　国内事業者及び国外事業者が、その国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等の本邦からの出国につき帳簿に記載しなければならない事項を定めることとした。（第七条関係）

7　この政令は、平成三一年一月七日から施行することとした。